

埼玉県後期高齢者医療広域連合契約規則

平成19年4月1日

規則第10号

目次

- 第1章 通則（第1条—第11条）
- 第2章 一般競争入札（第12条—第23条）
- 第3章 指名競争入札（第24条—第26条）
- 第4章 随意契約（第27条—第30条）
- 第5章 雑則（第31条—第37条）

附則

第1章 通則

（趣旨）

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う売買、貸借、請負その他の契約に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（契約書の作成）

第2条 広域連合長は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の締結につき、契約書を作成するものとする。

2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- （1） 契約の当事者
- （2） 契約の目的
- （3） 契約金額
- （4） 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- （5） 契約保証金
- （6） 契約金の支払時期及び方法

- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

第3条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。この場合において、第1号に該当する場合で契約金額が10万円以上の契約をするときは、前条に掲げる事項に準ずる事項を記載した請書その他これに類する書類を徴さなければならない。

- (1) 契約の内容が輕易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約で、その契約金額が50万円を超えないとき。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

ア 不動産、用益物権又は無体財産の売買、賃借等の契約

イ 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転補償及び営業補償その他の補償に係る契約

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の3に規定する長期継続契約であって埼玉県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年広域連合条例第11号）に定める契約

- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (3) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他これに類する物品を購入するとき。
- (4) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。
- (5) その他広域連合長が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(契約保証金)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の16第1項に規定する契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上と

する。

- 2 契約保証金については、契約の相手方が契約を履行した後、これを還付する。
- 3 契約の変更により契約金額に減少があった場合において、契約の相手方から要求があったときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。
- 4 令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項に規定する広域連合長が确实と認める担保は、次のとおりとする。
 - (1) 国債又は地方債の証券
 - (2) 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券
 - (3) 鉄道債券その他の政府の保証のある債券及び公社債
 - (4) 銀行又は広域連合が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）の振出し又は支払保証をした小切手
 - (5) 銀行等が引受け又は保証若しくは裏書をした手形
 - (6) 銀行等に対する定期預金債権
 - (7) 銀行等及び公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 5 前項第1号から第3号までに掲げる証券は、無記名式とする。
- 6 第4項第6号に掲げる定期預金債権を徴するときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付けのある書面を提出させるものとする。

（担保の価値）

第5条 前条第4項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前条第4項第1号及び第2号に定める証券 額面金額又は登録金額
- (2) 前条第4項第3号に定める債券等 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額
- (3) 前条第4項第4号から第6号までに定める証券又は債券 小切手金額、手形金額又は債券金額
- (4) 前条第4項第7号に定める保証 保証する金額

（契約保証金の納付の免除）

第6条 広域連合長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5又は令第167条の11に規定する資格を有する者で、その者が過去2か年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品の売払い及び購入契約を締結する場合において、売払い代金及び購入品が直ちに納入されるとき。

（権利義務の譲渡制限）

第7条 契約を締結する場合においては、当該契約に広域連合長の承認を得なければ当該契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならないように定めなければならない。

（履行期限の延長）

第8条 天災その他やむを得ない理由により契約の履行が期限までに完了できないと認められる場合において、契約の相手方から履行期限延長の申出があったときは、これを認めることができる。

（催告による契約の解除）

第9条 広域連合長は、契約の相手方がその契約を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における契約の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

2 前項の規定により契約を解除する場合においては、当該契約の解除通知及び契約保証金の没収の通知は、書面をもって行わなければならない。

（催告によらない契約の解除）

第9条の2 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは前条第1項の催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 契約の相手方がその契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したと

き。

(3) 契約の一部の履行が不能である場合又は契約の相手方がその契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約の相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 契約の締結に関し不正な行為があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方がその契約の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 前項の規定により契約を解除する場合においては、前条第2項の規定を準用する。
(契約解除の場合の既済又は既納部分の権利の所属等)

第10条 契約を解除した場合において、物件の既納部分又は製造、修繕若しくは工事の既済部分で法第234条の2第1項に規定する検査に合格したものがあるときは、契約の相手方と協議の上、これを広域連合の所有とし、これに相当する代価を支払うことができる。

2 前項の場合において、前金払に係る契約については、同項の代価と前払金額との差額を支払い、又は返納させるものとする。

(前金払)

第11条 広域連合長は、財政上支障がないと認めた場合に限り、令附則第7条の規定による前金払をすることができる。

2 前項の前払金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金を返還させるものとする。

(1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。

(2) 広域連合との間の工事請負契約が解除されたとき。

(3) 前払金を当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費に充てたとき。

第2章 一般競争入札

(入札の参加排除)

第12条 令第167条の4第2項に該当すると認められる者があるときは、その者

をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものについても同様とする。

(公告)

第13条 令第167条の6に規定する公告は、入札期日の10日前までに掲示その他の方法で行わなければならない。ただし、急を要する場合には、入札期日の5日前までに短縮することができる。

(公告する事項)

第14条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札無効に関する事項
- (7) その他必要な事項

(一般競争入札参加者の資格)

第15条 工事又は製造の請負、物件の買入れ等の一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格要件を備えていなければならない。ただし、広域連合長が適当と認める者であるときは、この限りでない。

- (1) 租税（別に定める租税をいう。第3項において同じ。）を納付していること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）の適用を受ける建設工事にあつては、同法の登録を受け建設業を営んでいること。

2 広域連合長は、必要があるときは、競争入札者に対し、経営の規模及び状況について、前項各号以外に必要な資格要件を定めることができる。

3 営業を承継した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前営業者の営業に従事した期間及び租税の納付については、承継人が従事し、又は納付したものとみなす。

- (1) 相続したとき。
- (2) 個人営業であった者が会社を設立し、その営業を当該会社に譲渡し、その会

社の代表社員に就任し、現にその任に当たるとき。

(3) 会社はその組織を変更し、他の種類の会社となったとき。

(4) 会社が解散し、会社の代表社員がその営業を譲り受け個人営業者となったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、広域連合長が適当と認めるとき。

(入札保証金)

第16条 令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の率は、その入札に参加する者の見積金額の100分の5以上とする。

2 入札保証金については、入札終了後、これを還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。

3 第4条第4項及び第5条の規定は、第1項の入札保証金の納付に代えて担保を徴する場合に、これを準用する。

(入札保証金の納付の免除)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に広域連合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2か年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類、金額及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(予定価格)

第18条 広域連合長は、一般競争入札に付する場合には、当該事項に関する図面、仕様書、設計書等により予定価格を定めて予定価格書を作成し、封書にして開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めなければならない。

(最低制限価格)

第19条 令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けるときは、前条の規定を準用する。

(入札書の提出)

第20条 入札に参加しようとする者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札保証金を要するものについては、その領収書を添え、指定の日時及び場所に提出しなければならない。

2 代理人が入札しようとするときは、委任状を入札書に添付しなければならない。

(入札の無効)

第21条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格がない者がした入札
- (2) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (3) 所定の入札保証金若しくは担保を納付しない者又は提出しない者の入札
- (4) 入札者の記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 不正な行為によってなされた入札
- (8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、この規則又は広域連合長の指示した事項に違反したもの

(契約の締結)

第22条 落札者は、落札者の決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者の決定はその効力を失うものとする。

(再度公告入札の場合の公告)

第23条 入札者又は落札者がいない場合（前条第2項の規定により落札者の決定が失効した場合を含む。）において、更に一般競争入札に付するときは、第13条の規

定にかかわらず、同条の公告期間を3日までに短縮することができる。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札参加者の指名等)

第24条 指名競争入札に付する場合には、適当と思われる者を3人以上指名しなければならない。

2 令第167条の12第2項の規定による通知は、入札期日の3日前までにするものとする。

(指名競争入札の入札保証金)

第25条 令第167条の13において準用する令第167条の7第1項の入札保証金の率は、見積金額の100分の1以上とする。

2 前項の入札保証金は、第17条に規定する場合に準じ、指名競争入札に参加しようとする者が落札後契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(一般競争入札に関する準用)

第26条 第12条、第15条、第16条第2項及び第3項並びに第18条から第22条までの規定は、指名競争入札について準用する。この場合において、第17条第2号中「令第167条の5」とあるのは「令第167条の11」と読み替えるものとする。

第4章 随意契約

(随意契約の相手方の資格)

第27条 随意契約の相手方は、特別の場合を除き、第15条の資格を有している者のうちから定めなければならない。

(随意契約によることができる予定価格)

第28条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円

(6) 前各号に掲げる以外のもの 50万円

(見積書の徴取)

第29条 随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される場合、災害の発生等により緊急を要する場合その他やむを得ない事情による場合は、1人から見積書を徴し、又は見積書の徴取を省略することができる。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第30条 第18条の規定は、随意契約について準用する。

第5章 雑則

(監督職員の一般的職務)

第31条 法第234条の2第1項の規定により監督に当たる職員（以下「監督職員」という。）は必要があるときは、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について立ち会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知ることができた業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査員の一般的職務)

第32条 法第234条の2第1項の規定により検査に当たる職員（以下「検査職員」という。）は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 前項の規定は、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事又は製造の既済部分の確認を行うための検査にこれを準用する。

(監督と検査の職務の兼職の禁止)

第33条 検査職員は、特別の必要がある場合を除き、監督職員を兼ねさせてはならない。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第34条 令第167条の15第4項の規定により、広域連合の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。

(代価の部分払)

第35条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れその他の契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。

2 前項の支払金の額は、工事若しくは製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9以内の額、物件の買入れその他の契約にあってはその既納部分に対する代価を超えない額としなければならない。ただし、性質上分離することができる工事又は製造における完成部分に対しては、その代価の全額まで支払うことができる。

(帳票類)

第36条 契約に関する帳票類の様式は、広域連合長が別に定めるところによるものとする。

(その他)

第37条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月25日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。